

I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTTドコモビジネスひかり電話サービス）【現改比較表】2025年10月 1 日現在

～2025年 9 月30日

[\(令和 7 年 7 月 1 現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT ドコモビジネスひかり電話サービス)

目次（略）

第 1 条～第 41 条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第 1 利用料金（略）

第 2 通信料

1 適用（略）

2 料金額

2－1 国内通信に係るもの（略）

2－2 国際通信に係るもの

2－2－1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地域
アジア	(略)
アメリカ	(略)
大洋州	(略)
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 ア ゾレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア 共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 クロアチア共和 国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル ジョージア スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキス タン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国

2025年10月 1 日～

[\(令和 7 年 10 月 1 日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT ドコモビジネスひかり電話サービス)

目次（略）

第 1 条～第 41 条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第 1 利用料金（略）

第 2 通信料

1 適用（略）

2 料金額

2－1 国内通信に係るもの（略）

2－2 国際通信に係るもの

2－2－1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地域
アジア	(略)
アメリカ	(略)
大洋州	(略)
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 ア ゾレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア 共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 北マケドニア共和国 ギリシャ共和国 キルギス共 和国 グリーンランド グレート・ブリテン及び北アイルランド連 合王国 クロアチア共和国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジ ブラルタル ジョージア スイス連邦 スウェーデン王国 スペイ ン スペイン領北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク

	トルクメニスタン トルコ共和国 ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド 共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ 公国 モルドバ共和国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク 大公国 ロシア連邦
アフリカ	(略)
インマルサット移動地球局	(略)
特定衛星携帯端末	(略)
国際ネットワーク設備	(略)
(略)	

2-2-2 国際通信に関する料金額

(単位：円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
(略)		(略)
カンボジア王国		90
ギニア共和国		70
(略)		(略)
マカオ		55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		80
マダガスカル共和国		160
(略)		(略)

第3～第4 (略)

第2表～第3表 (略)

通信料別表 (略)

	王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルコ共和国 ノル ウェー王国 バチカン市国 ハンガリー フィンランド共和国 フ ェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和 国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ公国 モ ルドバ共和国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク大公国 ロ シア連邦
アフリカ	(略)
インマルサット移動地球局	(略)
特定衛星携帯端末	(略)
国際ネットワーク設備	(略)
(略)	

2-2-2 国際通信に関する料金額

(単位：円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
(略)		(略)
カンボジア王国		90
北マケドニア共和国		80
ギニア共和国		70
(略)		(略)
マカオ		55
マダガスカル共和国		160
(略)		(略)

第3～第4 (略)

第2表～第3表 (略)

通信料別表 (略)

	▲IP 通信網サービス契約約款 共通編 <u>附 則（令和 7 年 9 月 29 日 C A S 1 サ第 000400008774-01 号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
--	--